

7 てあて ねんきん 手当・年金について

※特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認の一部改正について・・・令和7年度税制改正において、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得額要件が58万円以下（現行48万円以下）に引き上げとなりました。

● とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に対し、国から手当が支給されます。

<対象者の目安・手当月額>

区分	対 象 者	手当月額
1 級	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊤・A	58,450 円
2 級	身体障害者手帳3級・4級の一部、療育手帳 B	38,930 円

※特別児童扶養手当の障害程度認定基準

<支給制限> 次のいずれかに該当するときは受給できません。

- ①申請する方や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ②父母および扶養義務者の前年の所得※ が次の額以上のとき

※所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行った額です。

扶養親族数	0 人	1 人	2 人以上 1 人増すごとに
請求者本人	4,596,000 円	4,976,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

- ③児童が施設に入所しているとき
- ④児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から年3回、4月（12～3月分）・8月（4～7月分）・11月（8～11月分）に、4カ月分ずつ支払います。

<手続きに必要なもの>

- ① 戸籍謄本（本人及び児童） ② 診断書（所定のもの） ③ 受給者名義の普通預金通帳
- ④ 個人番号確認書類 ⑤ その他必要書類

※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。

窓口：福祉課児童福祉担当 電話：62-0716

● じどうふようてあて 児童扶養手当

次のいずれかに該当する１８歳に達する日以降の３月３１日までの児童（心身に一定の障害がある場合は２０歳になるまで）を養育している方に支給されます。

<対象者>

①父母が離婚した児童

②父（母）が死亡した児童

③父（母）に重度の障害がある児童

（※父（母）が児童扶養手当法施行令別表第２に定める障害の程度に該当している場合）

④父（母）が裁判所から DV 保護命令を受けた児童

⑤その他の理由（１年以上遺棄している、拘禁されている等）で父（母）のいない児童）

ただし、次のような場合には支給対象になりません。

①申請者や児童が日本国内に住所がないとき

②児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設を除く）に入所しているとき

<手当額> ※一部支給の額は申請者の所得額に応じて決定されます。

児童の数	月額（全部支給）	月額（所得制限により一部支給の場合）
１人	48,050 円	48,040 円 ～ 11,340 円
２人目加算額	11,030 円	11,340 円 ～ 5,680 円

<所得制限>

申請者本人及び同居している扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があり、限度額を超えた場合には手当の一部または全部が支給されません。

※所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行った額です。

扶養人数	本 人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
０	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
１	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
２	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
３	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から年6回、11月・1月・3月・5月・7月・9月に、2カ月分ずつ支払います。申請に必要な書類は、申請者によって異なりますのでお問い合わせください。

●しょうがいじふくしてあて障害児福祉手当

20歳未満で在宅の重度障害者に対する支援として、埼玉県より手当を支給しています。福祉課で手続きをしてください。

<対象者の目安>

- ①身体障害者手帳1級及び2級の一部の方
- ②療育手帳Ⓐ相当の方
- ③精神障害・血液障害、肝臓障害等で上記と同程度以上の障害を有する方

※障害児福祉手当の障害程度認定基準

<手当額> 月額 16,560 円

<支給制限> 次のいずれかに該当するときは受給できません。

ア 障害者本人および扶養義務者の前年の所得が次の金額以上のとき

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
障害者本人	3,661,000 円	4,041,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

イ 施設に入所している方

ウ 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から毎年2月（11～1月分）・5月（2～4月分）・8月（5～7月分）・11月（8～10月分）に、その前月分までを受給者の指定した金融機関の口座に振り込みます。

<手続きに必要なもの>

- ①手帳 ②手当用診断書（所定のもの） ③所得状況届 ④印鑑
 - ⑤受給者名義の普通預金通帳 ⑥個人番号が確認できる書類と、身元の確認ができる書類
- ※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●とくべつしょうがいしやてあて特別障害者手当

20歳以上の、日常生活において常時特別な介護を要する、在宅の重度障害者に対する支援として手当を支給しています。

＜対象者の目安＞

ア 身体障害者手帳1級～2級の障害が重複する方

イ 療育手帳^①で常時特別な介護を要する方

ウ 精神障害（知的障害を含む）・血液障害・肝臓障害等で上記と同程度以上の障害を有する方

※特別障害者手当の障害程度認定基準

＜手当額＞ 月額 30,450 円

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当するときは受給できません。

ア 障害者本人および扶養義務者の前年の所得が次の額以上のとき

※所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行った額です。

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
障害者本人	3,661,000 円	4,041,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

イ 施設に入所している方

ウ 継続して3カ月をこえて病院等に入院している方

＜支給方法＞

申請のあった月の翌月分から毎年2月（11～1月分）・5月（2～4月分）・8月（5～7月分）・11月（8～10月分）に、その前月分までを受給者の指定した口座に振り込みます。

＜手続きに必要なもの＞

①手当用診断書（所定のもの） ②手帳 ③所得状況届 ④印鑑

⑤年金証書等の写し ⑥前年中の年金収入のわかるもの（1～6月中は前々年）

受給者名義の普通預金通帳

⑦個人番号が確認できる書類と、身元の確認ができる書類

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●^{さいたくじゅうとしんしんしょうがいしやてあて}在宅重度心身障害者手当

重度の障害があり特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当を受給し

ていない方に対し支給されます（原則65歳未満、65歳未満で支給開始した方には65歳以降も引き続き支給されます）。ただし、住民税が課税されている方、施設に入所している方は除きます。

- ＜対象者＞
- ・身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方
 - ・療育手帳④、Aの交付を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

＜手当額＞ 月額 5,000円

＜支給方法＞

申請のあった月の翌月分から、9月（4～9月分）と3月（10～3月分）に支給されます。

＜手続きに必要なもの＞

- ①手帳 ②印鑑 ③受給者名義の普通預金通帳
④個人番号が確認できる書類と、身元の確認ができる書類

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

◆手当を受けられる方へのお願い◆

手当を受けられる方は、次のときには資格喪失となりますので、必ず資格喪失届を福祉課に提出してください。

- ①施設に入所したとき
- ②障害の程度が該当しなくなったとき
- ③死亡したとき
- ④病院、診療所に継続して3カ月を超えて入院するに至ったとき（特別障害者手当の受給者のみ）
- ⑤20歳になったとき（障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当の一部の方）また、氏名や住所が変わった場合は速やかに届け出てください。

なお、施設を退所した場合、障害の程度変更した場合、病院を退院した場合で、再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。手当（在宅重度心身障害者手当を除く）を受けている方は、毎年8月ごろ現況届（所得状況届）を提出することになってい

ます。福祉課から郵送しますので、提出をお願い致します。この届をしないと8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんかにゆうしゃ障害基礎年金（国民年金加入者）

次の条件がそろえば支給されます。

- ・初診日が国民年金の被保険者である期間であること
- ・障害の程度が、初診から1年6カ月を経過した日（あるいは症状が固定した日）以降において法令により定められた障害等級表の1・2級に該当すること
- ・初診日前に保険料を納めた期間（保険料を免除された期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること（平成28年3月までは直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

また、20歳前に障害者となった方については、20歳に達した時から障害基礎年金が支給されます。この場合、年金の受給権者に一定の額を超える所得があるときは、その支給が停止となります。

<年金額>

1級 年額 1,059,125 円 + 子の加算額

2級 年額 847,300 円 + 子の加算額

※子の加算額…2人まで 1人につき 243,800 円

3人目以降 1人につき 81,300 円

窓口：町民課保険年金担当 電話：62-2154

※厚生年金の被保険者であった間に初診がある場合には、年金事務所が窓口となります。

窓口：川越年金事務所 川越市脇田本町8-1 電話：049-242-2657

●とくべつしょうがいきゅうふきん特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権がない方で次の要件に該当する方に対して支給されます。

<対象者>

- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度の配偶者
- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

※いずれかに該当し、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障害の状態にある方

<支給額>

障害基礎年金 1 級相当に該当する方：月額 55,350 円

障害基礎年金 2 級相当に該当する方：月額 44,280 円

窓口：町民課保険年金担当 電話：62-2154

●しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

<対象者>

県内に居住する65歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する障害者を扶養している健康な方

1. 身体障害者手帳 1 級～3 級の方
2. 療育手帳（みどりの手帳）保持者
3. 精神又は身体に永続的な障害を持ち、上記の 1 及び 2 と同程度と認められる方

<掛金>

既加入者

加入時の年齢により月額 1 口 5,600 円～14,500 円（加入口数は 2 口まで）

新規加入者

加入時の年齢により月額 1 口 9,300 円～23,300 円（加入口数は 2 口まで）

<支給額>

1 口 月額 20,000 円 2 口 月額 40,000 円（毎月 25 日振込）

<手続きに必要なもの>

①手帳 ②年金証書等 ③印鑑 ④住民票（保護者・障害のある方それぞれのもの）

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

8 税の控除・減免について

※ここで用いる「特別障害者」及び「障害者」とは、次の表のとおりです。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健手帳
特別障害者	1 級・2 級	㊤・A	1 級
障害者	上記以外の手帳所持者		

当町では、介護保険の要介護・要支援の認定を受けた 65 歳以上の方で、次の条件に該当する場合、障害者（特別障害者）控除対象者と認定しています。

- ・障害者…認知症の程度のランクがⅢa 又はⅢb
- ・特別障害者…寝たきりの程度が B 又は C と判定されており、かつ 6 カ月以上就床を要していて複雑な介護を要する状態である者。あるいは認知度がⅣ 又は M

※認定には申請が必要です。

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

● 所得税の障害者控除

障害者が所得税の納税義務者本人又は控除対象配偶者、扶養親族の場合、勤務先・税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、下表の控除額が所得金額から差し引かれます。

※その年の 12 月 31 日の現況による

区 分	本 人	控除対象配偶者又は扶養親族
特別障害者	400,000 円	
特別障害者（同居）		750,000 円
障害者	270,000 円	

※障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がない場合でも適用されます。

窓口：東松山税務署 電話：22-0990

※所得税が給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当へお問い合わせください。

● 町民税・県民税の障害者控除

障害者が町民税・県民税の納税義務者本人又は控除対象配偶者、扶養親族の場合、役場税務課課税担当に申告すると障害者控除が受けられ、下表の控除額が所得金額から差し引かれます。

課税年度の前年の12月31日の現況による

区 分	本 人	控除対象配偶者又は扶養親族
特別障害者	300,000 円	
特別障害者（同居）		530,000 円
障害者	260,000 円	

※納税義務者本人が障害をお持ちの場合で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、町・県民税が非課税となります。

※障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がない場合でも適用されます。

窓口：税務課 課税担当 電話：62-2153

（所得税の確定申告をされた方は、税務課への申告は必要ありません）

●そうぞくぜい相続税の^{しょうがいしゃこうじょ}障害者控除

障害者が相続により財産を取得した場合、相続税額から一定額が控除されます。

区 分	控 除 額
特別障害者	85歳に達するまでの1年につき20万円を乗じた額
障害者	85歳に達するまでの1年につき10万円を乗じた額

窓口：東松山税務署 電話：22-0990

●^{かかわ}おむつに係る^{ひよう}費用の^{いりようひこうじょ}医療費控除

医師の治療を継続して受ける必要のある傷病により、概ね6カ月以上にわたり寝たきり状態にある方の使用しているおむつに係る費用について、医師が治療上必要と認め、証明書を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。

窓口：医療機関、長寿生きがい課（介護認定を受けている方）電話：62-0718

●^{ようそうぐ}ストマ用装具に係る^{かかわ}費用の^{ひよう}医療費^{いりようひこうじょ}控除

ストマケアに係る治療を受けている人工肛門のストマまたは尿路変向（更）のストマをもつ方の使用しているストマ用装具に係る費用について、医師が治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠と認め、証明書を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。

窓口：医療機関

●自動車税の減免

障害者本人が運転する自動車、又は生計を一にする方（同居の親族等）がもっぱら障害者のために運転する自動車に係る自動車税が障害者一人につき1台まで減免されます。障害の範囲は次のとおりです。

障害区分		障害の程度
視覚		1 級～3 級、4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1）
聴覚		2 級、3 級
平衡機能		3 級
音声機能又は言語機能		3 級（こう頭が摘出された場合に限る）
上肢（じょうし）※主に手や腕		1 級、2 級
下肢（かし）※主に足		1 級～6 級
体幹		1 級～3 級、5 級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢	1 級、2 級
	移動	1 級～6 級
心臓、じん臓、呼吸器		1 級、3 級
小腸、ぼうこう又は直腸		
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能		1 級～3 級
肝臓		1 級～3 級
知的障害		療育手帳㊤、A
精神障害		精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で、自立支援医療（精神通院）費の受給者証の交付を受けている方
戦傷病者		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

<手続き>

自動車税

県税事務所で直接手続きしてください。

<手続きに必要なもの>

①免許証 ②納税通知書 ③自動車検査証 ④手帳 ⑤自立支援医療受給者証（精神障害者手帳の方のみ）

※精神障害者手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証が必要です。

※自動車税の減免は、申請時期によって減免額が異なります。当該年度の納期限（通常5月

31日)までに減免申請された場合には、上限額(45,000円)まで減免になります。

納期限が過ぎてから減免申請された場合は、申請の翌月からその年度の3月までの分が上限の範囲内で減免されます。

※現在の住所が確認できない場合は住民票が必要になります。

※自動車税(環境性能割)の減免額は、「300万円×該当する自動車税の税率」です。

窓口：東松山県税事務所 六軒町5-1 電話：23-8908

けいじどうしゃぜい 軽自動車税

税務課で手続きをしてください。(納期限までに申請)

<手続きに必要なもの>

- ① 免許証 ② 印鑑 ③ 納税通知書 ④ 自動車検査証 ⑤ 手帳 ⑥ 自立支援医療受給者証
(精神障害者手帳の方のみ)

※軽自動車税は、納期限までに減免申請がない場合は、その年の減免は受けられません。減免の手続きは毎年必要です。

※減免を受けることができる台数は、障害者1人につき1台に限られます。したがって、自動車税の減免を受けた場合は、軽自動車の減免を受けることができません。

窓口：税務課課税担当 電話：62-2153

9 公共料金等の優遇措置

● JR 東日本 運賃の割引

対 象 者		割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
介護者と一緒 にご利用になる 場合	第1種障害者とその 介護者	- 普通乗車券 - 回数乗車券 - 普通急行券	5割	※障害者の方と介護者 の方には、同一区間の 乗車券類をお買い求め 頂きます。 ※割引となる介護者の 方は1名です。 (私鉄等他鉄道会社線 とまたがる場合を含 む)
	第1種障害者とその 介護者又は12 歳未満の第2種障 害者とその介護者	定期乗車券(小児 定期乗車券を除く)		
お一人でご利 用になる場合	第1種及び第2種 身体障害者	普通乗車券	5割	片道の営業キロが 100kmを超える場合 に限ります。 (私鉄等他鉄道会社線 とまたがる場合を含 む)

● 東武鉄道 運賃の割引

種 別		券 種	割 引 内 容
第1種	単独乗車	普通	100キロをこえて乗車するとき・・・10円単位運賃の5割引(他鉄道線へ乗り継ぐ場合はおたずねください)
		ICカード	東武線を連続100キロをこえて乗車するとき・・・1円単位運賃の5割引
		回数	—
		定期	—
	介護者つき 乗車	普通	ご本人・介護者の方とも ・・・10円単位運賃の5割引(ご本人が幼児の場合、 その幼児は無料)
		ICカード	ご本人・介護者の方とも ・・・1円単位運賃の5割引(ご本人が幼児の場合、 その幼児は無料)
		回数	ご本人・介護者の方とも ・・・5割引(ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
		定期	ご本人・介護者の方とも ・・・5割引(ご本人が幼児の場合、その幼児は無料) ご本人が小児の場合、介護者の方のみ・・・5割引
第2種	単独乗車	普通	100キロをこえて乗車するとき・・・10円単位運賃の5割引(他鉄道線へ乗り継ぐ場合はおたずねください)
		ICカード	東武線を連続100キロをこえて乗車するとき・・・1円単位運賃の5割引

		回数	—
		定期	—
	介護者つき 乗車	普通	—
		IC カード	—
		回数	—
		定期	ご本人が小児の場合、介護者のみ・・・5 割引 ただし、ご本人が幼児の場合、その幼児は無料で、介護者の方のみ・・・5 割引

私鉄については、その取扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

<手続き>

駅の窓口到手帳を呈示してください。なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が介護者と共に乗車される場合は、自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます（有人改札口を利用のこと）。単独で乗車される場合及び本人または介護者が小児の場合は、窓口で申告してください。

窓口：各鉄道窓口

●バス^{うんちん}運賃^{わりびき}の割引

県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引きです。（小児定期券は割引されません）。第1種身体障害者、療育手帳を所持している知的障害者及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります。

<対象者>

- ア 身体障害者手帳をもっている方
- イ 戦傷病者手帳をもっている方
- ウ 療育手帳をもっている方
- エ 精神保健福祉手帳をもっている方
- オ 施設入所者（児）

<手続き>

手帳の呈示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は施設長が発行するバス運賃割引証が必要です。

窓口：各バス会社

●国内航空運賃の割引

<対象者>

対象者	身体障害者手帳を取得している方 療育手帳を取得されている方 精神保健福祉手帳を取得されている方 (顔写真の貼付された手帳が必要です)
年 齢	搭乗時の年齢が満12歳以上の方
適用範囲	障害者本人の単独利用及び本人と同乗する介護者1名
割 引 率	航空運送事業者又は路線によって異なることがあるため、各航空会社 にお問い合わせください。

●有料道路の割引

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人は、役場福祉課またはオンラインサイトで事前に登録することで、有料道路料金が半額になります。登録できるのは、障害者1人につき1台で、個人所有のものに限ります。

※オンライン申請受付サイトのURL <https://www.expressway-discount.jp>

令和5年3月27日以降、事前に有料道路の割引適用を受けた方は、登録した車両以外の車での利用が可能になりました。その場合必ず一般・混在レーンを利用し、料金所で有料道路の割引シールが貼ってある障害者手帳または療育手帳の提示が必要となります。

また、タクシーやレンタカー等でのご利用も可能になりましたが、ご利用にあたっては各々条件がありますので、ご利用のタクシー・レンタカー会社、またはNEXCOのお客様センター等にお問い合わせください。

なお、その他の割引との併用はできません。ETCご利用の場合、他の割引と比較して最も低い額となる割引が優先されます。

<対象者>

- ①障害者本人が運転される場合…身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人のうち、重度の障害を持っている方(重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です)

＜割引の受け方＞

- ・料金所で障害者手帳を呈示して、料金を支払います。
- ・E T Cをご利用の場合は手続き完了後E T Cレーンを通行できます。

※有料道路ご利用前に、割引有効期限を確認してください。期限が切れた場合は更新手続きを行わないと割引は受けられません。有効期限は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。更新手続きは、有効期限の2カ月前からすることができます。

＜手続きに必要なもの＞ E T Cを利用する場合

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）
- ③運転免許証（障害者本人が運転される場合のみ）
- ④E T Cカード（20歳以上の場合は、障害者本人名義のもの）
- ⑤E T C車載器セットアップ申込書・証明書

＜手続きに必要なもの＞ E T Cを利用しない場合

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）
- ③運転免許証（障害者本人が運転される場合のみ）

窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

●NHK受信料の減免

障害者手帳を持っている人のいる世帯で次の要件に該当する場合は、NHK受信料が全額または半額免除されます。福祉課で、障害者手帳を持って手続きをしてください。

＜対象者＞

○全額免除

身体・知的・精神障害者手帳を取得した方が世帯構成員におり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

○半額免除

- ・世帯主（契約者）が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をもっている場合
- ・世帯主（契約者）が重度（1級・2級）の身体障害者手帳をもっている場合

- ・世帯主（契約者）が重度（㊤・A）の療育手帳をもっている場合
- ・世帯主（契約者）が重度（１級）の精神障害者手帳をもっている場合

＜手続きに必要なもの＞

- ①手帳 ②印鑑

＜問合せ＞ NHKさいたま放送局受信料窓口 電話：０５７０－０７７－０７７

●^{ゆうびんとう}郵便等による^{ふざいしゃとうひょうせいど}不在者投票制度

身体に重度の障害があり一定の要件に該当する方は、自宅など現にいる場所で不在者投票をすることができる制度です。この制度を利用する場合は、あらかじめ届出手続きを行うことが必要です。

＜対象者＞ 身体障害者手帳の交付を受け、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
両下肢、体幹、移動機能	１級・２級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	１級・３級
免疫、肝臓	１級～３級

窓口：嵐山町選挙管理委員会（総務課内） 電話：６２－２１５１

●^{ゆうびんぶつ}郵便物の^{げんがくおよ}減額及び^{むりょうあつか}無料扱い

区 分	内 容	取扱い	備 考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無料	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る
心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用	心身障害者団体が発行する第三種郵便物	・月３回以上発行の新聞５０ｇまで８円（一般４２円） ・その他５０ｇまで１５円（一般６３円）	第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要

ゆうパック、ゆうメールの減額	点字ゆうパック	60 サイズ 100 円～ 170 サイズ 730 円	
	聴覚障害者用ゆうパック		聴覚障害者用ビデオテープ等の録画物を内容とし、聴覚障害者と指定施設との間で発受されるものに限る
	心身障害者用ゆうメール（旧冊子小包）	150g 以内 92 円 250 g 以内 110 円 500 g 以内 150 円 1 kg 以内 180 円 3 kg 以内 310 円	身体に重度の障害のある方又は知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で発受されるものに限る

窓口：東松山郵便局 電話：0570-088-442

メールでのお問い合わせ（専用フォーム）「日本郵政ホームページ」⇒

「よくある質問・お問い合わせ」⇒「メール（専用フォーム）でのお問い合わせ」

<http://www.post.japanpost.jp/question/faq/index.html>

●えぬてぃーてぃーばんごうあんないNTT番号案内（ふれあい案内）

身体障害者手帳所持者のうち、次のいずれかの障害のある方が、番号案内（0120-10-4565）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって無料になります。

<対象者>

- 身体障害者手帳の交付を受け、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
視覚障害	1 級～6 級
肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障害）	1 級・2 級
聴覚障害	2 級・3 級・4 級・6 級 （1 級・5 級はなし）
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	3 級・4 級 （1 級・2 級はなし）

- 療育手帳の交付を受けた方

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

＜手続き＞ 営業窓口で障害者手帳を呈示し、申込書に必要事項を記入してください。

窓口：NTT 東日本 フリーダイヤル 0120-104174

●けいたいでんわりょうきん 携帯電話料金の割引わりびき

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）の交付を受けた方、特定疾患医療受給者証等をお持ちの方は、申請により、基本使用料やその他料金の割引サービスを受けることができます。割引内容は携帯電話会社により異なります。

＜問合せ＞

- ・NTT ドコモ 0120-800-000（一般電話等から無料）
（局番なし）151（ドコモの携帯電話）
- ・au 0077-7-111（一般電話から無料）
（局番なし）157（au 電話から無料）
- ・ソフトバンク 0800-919-0157（一般電話から無料）
（局番なし）157（ソフトバンク電話から無料）

窓口：各携帯電話ショップ、各携帯電話取扱店